

## 【別記 1】

相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりです。

### 1 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

( 1 )	知的障害児施設、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く）及び重症心身障害児施設にあっては、児童福祉施設最低基準第 49 条第 1 項、第 69 条第 1 項及び 5 項並びに第 73 条第 1 項に規定する児童指導員
( 2 )	身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成 5 年 3 月 31 日付け社援更第 1 0 7 号）第 1 に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカー
( 3 )	障害者支援施設にあっては、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 1 7 7 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ（ 2 ）、第 3 号イ（ 1 ）及びロ、第 4 号イ（ 1 ）及びハ、第 5 号イ（ 1 ）及びロ（ 1 ）並びに第 6 号イ（ 1 ）に規定する生活支援員及び同項第 2 号イ（ 3 ）、第 3 号イ（ 2 ）、第 4 号イ（ 2 ）、第 5 号イ（ 3 ）及びロ（ 2 ）並びに第 6 号イ（ 2 ）に規定するサービス管理責任者
( 4 )	障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 1 6 9 号。以下「整備省令」という。）第 31 条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 16 条第 1 項第 3 号、第 17 条第 1 項第 3 号、第 18 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 3 号、第 38 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 3 号、第 57 条第 1 項第 3 号及び第 58 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 1 2 8 号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7 に規定する指導員
( 5 )	福祉ホームにあっては、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省令第 1 7 6 号）第 10 条に規定する管理人
( 6 )	身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 19 条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
( 7 )	救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号に規定する生活指導員

( 8 )	<p>福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う所員（現業員）</p>
( 9 )	<p>知的障害者更生相談所にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（昭和 35 年 6 月 17 日付け社発第 380 号）第 1 に規定するケース・ワーカー</p>
( 10 )	<p>障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあつては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 22 号）第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員</p>
( 11 )	<p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）第 12 条第 1 項第 3 号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条第 1 項第 3 号に規定する生活相談員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和 47 年 2 月 26 日付け社老第 17 号）別紙（軽費老人ホーム設置運営要綱）第 2 に規定する主任生活指導員及び生活指導員、第 3 に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第 4 に規定する生活相談員、「老人福祉法による老人福祉センターの設備及び運営について」（昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号）別紙 1（老人福祉センター設置運営要綱）第 2 に規定する相談・指導を行う職員及び第 3 に規定する相談・指導を行う職員並びに「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和 51 年 5 月 21 日付け社老第 28 号）別添 3（老人短期入所運営事業実施要綱）1 に規定する生活指導員、別添 4（老人デイサービス運営事業実施要綱）1 に規定する生活指導員、老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員</p>
( 12 )	<p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和 48 年 5 月 26 日付け厚生省社第 497 号）に基づき配置された指導員</p>
( 13 )	<p>老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている生活相談員</p>

(14)	<p>「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員</p>
(15)	<p>「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員及び「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け社援発第0829001号）別紙（広域隣保活動事業実施要領）に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員</p>
(16)	<p>市（特別区を含む。）区町村社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員  （以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。）</p> <p>ア．「福祉活動専門員」（「社会福祉協議会活動の強化について」（平成6年9月30日付け発社援第300号厚生事務次官通知）</p> <p>イ．「地域福祉活動コーディネーター」（「ふれあいのまちづくり事業の実施について」（平成3年9月20日付け社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日付け社援地第68号厚生省社会・援護局長通知）</p> <p>ウ．「市区町村ボランティアセンターにおける相談員」（「福祉活動への参加の推進について」（平成6年7月11日付け社援地第86号厚生省社会・援護局長通知）別添2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」）</p>
(17)	<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設において相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー</p>
(18)	<p>「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員</p>
(19)	<p>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員</p>
(20)	<p>「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設における児童指導員</p>
(21)	<p>視聴覚障害者情報提供施設にあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定する聴覚障害者情報提供施設において身体障害者に関する相談に応ずる職員</p>

(22)	<p>障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設にあっては、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第174号）第 12 条第 1 項第 4 号、第 39 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 59 条第 1 項第 2 号及び第 3 項、第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 2 号並びに第 75 条第 1 項第 2 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員並びに第 12 条第 1 項第 5 号、第 39 条第 1 項第 4 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 59 条第 1 項第 4 号、第 64 条第 1 項第 4 号、第 65 条第 1 項第 3 号及び第 75 条第 1 項第 3 号（第 88 条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者</p>
(23)	<p>地域活動支援センターにあっては、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第175号）第 9 条第 2 号に規定する指導員</p>
(24)	<p>「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第0801002号）別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 6（4）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、別添 1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添 2「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</p>
(25)	<p>相談支援事業を行う施設にあっては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第173号）第 3 条に規定する相談支援専門員</p>
(26)	<p>障害者自立支援法第 5 条第 10 項に基づく共同生活介護及び同条第 16 項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員</p>
(27)	<p>老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設における生活相談員</p>
(28)	<p>「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日老発655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける生活援助員</p>
(29)	<p>「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員</p>

(30)	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員
(31)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者
(32)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における精神保健福祉相談員
(33)	障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神障害者社会復帰指導員並びに第33条第1項第1号に規定する管理人
(34)	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成4年4月22日付け老企第137号）別紙（介護実習・普及センター運営要綱）に基づく介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員
(35)	児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設最低基準第69条第1項及び第73条第1項に規定する児童指導員
(36)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添13（ホームレス総合相談推進事業実施要領）に基づき相談援助業務を行っている相談員
(37)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助事業を行っている生活相談指導員
(38)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添9（地域福祉権利擁護事業実施要領）に規定する専門員
(39)	介護保険法第115条の39第1項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者



4 その他

(1)	<p>老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設の施設長（社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、当該国家資格を取得した者及び前記1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者）</p>
(2)	<p>都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者（社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。）</p> <p>（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが次のいずれかの要件を満たした場合。（介護職員基礎研修課程を修了した者、又は当該国家資格を取得した者及び前記1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者））</p>

社会福祉施設長認定講習会に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者をいう。

ア 「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を終了した者。

イ 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む。）が含まれ、研修時間数が90時間以上である研修を修了した者。